

第 17 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 3 年 10 月 25 日、午前 9 時 00 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 17 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鴫田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、齋藤 幹、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 河内 厚、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 15 名全員であります。</p> <p>推進委員の出席は 17 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第 29 条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 6 号について</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請</p>
----	--

について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 足利市農地利用最適化推進委員の委嘱について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第17回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時08分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

3番 石橋委員、10番 星野委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

副主幹 議案書の1ページをお開き下さい。農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が2筆、面積が1,065㎡となっております。続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が25件、筆数が39筆、面積が18,917.81㎡となっております。合計いたしまして件数が27件、筆数が41筆、面積が19,982.81㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから10ページに記載されております。ここで、修正です。5ページと6ページの内容が重複しておりますので、6ページを欠ページとさせていただきます。確認不足で申し訳ありませんでした。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の11ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。10月の申請件数は1件でした。

1番、申請地は、福富町地内の田、942㎡です。譲受理由は、現在も利用権で貸借しており、自宅に近く耕作に便利であるため、譲渡理由は、高齢であり耕作ができないためというものです。契約内容は所有権移転の売買です。29ページに調査書があり、各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請1件です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

本件は、調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 本島委員。

7番

7番 本島です。

実情調査の結果を報告いたします。資料の29ページをご覧下さい。調査年月日は令和3年10月15日、金曜日、午前8時30分から、調査班は遠藤委員を班長といたしまして、桐生委員、清水委員、河内委員、私の5名で調査を行いました。調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。申請地は田として適正に管理されておりました。譲受人の自作地については、合計140筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は現在譲受人の父が利用権の設定を受け、家族で耕作しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ここは、農振白地ですか。

そうです。

今回の売買が、基盤強化法ではなく、なぜ農地法3条なのかという点ですが、基盤強化法は、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を目的としているため、この法律で購入した農地を、将来、農地以外のものにする、いわゆる開発するという行為は、法の趣旨になじみません。よって、開発が可能な農振白地については、農地法3条に基づく売買手続きを求めているところです。このような理由があることを、お含みおきください。

では、ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

田島推進委員

ありません。

議長

では、ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。4条は農地の所有者が自らの目的のために転用を行う、自己転用の申請です。9月の申請件数は1件で、内訳は営農型太陽光発電でした。

1番、申請地は県町地内の畑、面積813㎡のうち5.81㎡です。施設の概要は営農型太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル124枚を316.94㎡に設置し、その下でサカキを栽培するものです。申請理由は記載のとおりで、農地区分は第1種、申請者は認定農業者であるため10年間の一時転用で、対象は太陽光パネルの支柱の36個の置き基礎と構内の引き込み柱1本の部分です。

30ページに調査書があり、各項目とも適正なものと判断されております。また、31ページに実情調査報告書がございます。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、4条許可申請1件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 桐生委員。

2番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。資料の30ページをご覧ください。調査年月日、調査班は、議案第1号と同じです。調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、4条許可申請の実情について、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が経営の安定化を図るため、農業と売電による2つの収入源を確保できる営農型太陽光発電を行うものです。

太陽光発電パネルの下部ではサカキの栽培を行います。一時転用期間は、認定農業者であることから最長の10年間となります。

一時転用面積は、遮光率70パーセントの計画で設置する太陽光発電パネル124枚を柱で支える方式で、支柱の置き基礎36個と構内引き込み柱1本分の5.81平方メートルです。

パネルの下部では、申請人が市内の造園業者の指導を受け、サカキ69本を栽培する事から、支柱の高さを最低で2.2メートルとし、農作業に支障のない高さとします。また、転用に係る費用は融資と自己資金で賄う事を確認いたしました。

農地区分は第1種農地で、南東の“はす向かい”で宅地と接するため、周囲を農地に囲まれているとは言えません。しかし、東西南北の正面は農地のため、9月27日の総会で決定した、第1種農地における営農型太陽光発電設備の設置場所に対する6項目の判断要件に照らし、申請内容を確認しました。

まず、アの「土地改良事業の実施見込みがないこと、また、事業への同意」については、申請地には水が入らず水利組合に入っていないため、三栗谷用水土地改良区の意見書により事業の同意を確認しています。

続いて、イ、「周辺農地に対するパネルの日影に配慮した、パネル設置であること」については、事業計画により確認しました。

ウ、「パネルの日影に対する周辺農地の所有者および耕作者の理解」については、両者に説明のうえ、同意書を取得しています。

エ、「他に代替する土地がないと認められること」については、検討した利用地は太陽光発電パネルを置くには狭い土地であるか、広い土地はイチゴ栽培のビニールハウスが設置されており、申請地以外に適地がなかったとのことです。

オ、「申請地の担い手への集積」については、集積事業など予定されておらず、支障が及ぶことはないとの回答です。

最後に、カ、「営農の継続性」については、自身が営農を続けられなくなった場合は代替者を探し、営農を継続するとのことです。

結論として、申請地は、県町南部の第1種農地であり、申請人の実情から一時転用の必要性が認められ、6項目の判断要件も満たしているため、許可相当と判断いたしました。以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

平塚、山根推進委員 周囲の農地の耕作者から同意を得ているようなので、問題ありません。

議長 それでは、本件について意見を求めます。

10番、星野委員。

10番、星野です。今、太陽光発電の売電単価はどのくらいでしょうか。

議長 この申請については、税抜き12円/kwhです。また、今年、経済産業省の認定を取得する場合は11円/kwhと聞いています。年々下がっております。

議長他に意見はございますか。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の13ページをお開きください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。こちらは、

転用事業者が、事業計画の変更を希望する場合、または転用事業者に代わる承継者があるときに、事業計画の変更を行うというもので、7月議案で太陽光事業地の一部に住宅を建築する案件が承認されたことを覚えていらっしゃる方も多いと思います。

今回は、複数点在していた駐車場を一つにまとめるため、約2,000㎡の駐車場用地として許可を受けたものの、会社の業績が上向く中で、資材置場が不足し、土地の確保が喫緊の課題となっしまい、駐車場を一つに集約せず、許可地に資材を置くようになってしまい、資材置場として利用していきたい、という事例です。

なお、点在する駐車場はそのまま利用されていることを確認しています。また、この後の5条許可申請の10番とも関連する案件です。38ページに位置図が、続く39ページが、変更前の土地利用計画図、40ページが変更後の土地利用計画図となっています。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の14ページをお開き下さい。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。10月の申請件数は合計14件、うち一般住宅5件、太陽光7件、農道1件、資材置場1件でした。

では、後方の資料に基づいて説明に入ります。議案書41ページをお開きください。

1番、申請地は名草下町地内の田、730㎡ほか4筆、計3,353㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル828枚を1,639.44㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が42ページにございます。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書49ページをお開きください。

2番、申請地は大月町地内の田、465㎡ほか1筆、計599㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積105.57㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書50ページをお開きください。

3番、申請地は名草下町地内の田、862㎡ほか4筆、計3,118㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル864枚を1,710.72㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書51ページをお開きください。

4番、申請地は名草下町地内の田、842㎡ほか3筆、計2,089㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル540枚を1,069.20㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書52ページをお開きください。

5番、申請地は名草下町地内の田、558㎡ほか2筆、計2,461㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル672枚を1,330.56㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書53ページをお開きください。

6番、申請地は板倉町地内の田、573㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル116枚を229.68㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書54ページをお開きください。

7番、申請地は板倉町地内の田、1,034㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル260枚を514.80㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書55ページをお開きください。

8番、申請地は板倉町地内の田、935㎡です。施設の概要は太陽光発電設

備用地で、太陽光発電パネル188枚を372.24㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書56ページをお開きください。

9番、申請地は栗谷町地内の田、267㎡で、施設の概要は農業用施設の農道です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

副主幹

9番の説明で、補足させていただきます。今回、譲受人の土地改良区が行う事業で、なぜ農地転用が必要なのか、についてご説明いたします。

農地法第5条第1項のただし書きでは、「土地改良法に基づく土地改良事業によって農道等に転用する場合は、農地法の許可を要しない」とされています。

しかし、今回の申請地は、当時の所有者が土地改良事業に同意せず、土地改良の地区外となっております。ただ、改良区としては、この農地に農道ができれば、組合員らの農作業の効率化も図られる、ということで、農道部分を取得し、整地まで行う計画です。その後は、南北の未舗装部分の道路と一緒に、県が舗装を行う、というものです。

土地改良事業の地区外であるため、土地改良事業の対象ではないとの判断で、農地法のただし書きに該当しない、という県の指導もあり、農地転用を行うものです。以上です。

主査

では、議案書57ページをお開きください。

10番、申請地は小俣町地内の畑、185㎡ほか1筆、計697㎡で、施設の概要は資材置場用地です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書58ページをお開きください。

11番、申請地は堀込町地内の田、416㎡ほか1筆、計564㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積110.13㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書59ページをお開きください。

12番、申請地は堀込町地内の田、357㎡ほか1筆、計511㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積110.13㎡を建築するものです。申

請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書60ページをお開きください。

13番、申請地は野田町地内の畑、499㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積118.41㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借の設定、農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書61ページをお開きください。

14番、申請地は下渋垂町地内の畑、480㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積118.20㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請14件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

5番 清水委員。

5番

5番 清水です。

実情調査の結果を報告いたします。資料の41ページをご覧下さい。調査年月日、調査班は、議案第1号、第2号と同じです。調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は322.9キロワットで、売電単価は税抜き12円、年間約370万円の売電収益となり、10年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。隣接する農地1筆が転用されずに残る点について確認したところ、事業地の間にある幅1.5メートルほどの官地を進入路とし、さらに官地との境界から1メートル下がったところにフェンスを設置するため、通行に支障をきたさないとの回答でした。また、パネルの角度を通常より緩くすることで、日影の影響を減らしているということでした。

申請地は、東は山林、北は田および山林、南は田および宅地、西は田および河川です。水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は名草下町東部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

長竹、青木、榎類

ありません。

議長 では、ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から14番を上程いたします。本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 2番から14番はそのように決定いたしました。

ここで、次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を交代いたします。

【午前9時54分 議長交代】

議長 続いて、議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

副主幹

議案書の17ページをお開きください。議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和3年10月29日公告予定分であります。

議案書の18ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が、10件で面積30,172㎡です。所有権移転は7件です。

貸借権設定についてですが、詳細が19ページから21ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転です。22ページをご覧ください。内容を説明いたします。1番、申請地は高松町地内の田、面積927㎡で、売買価格は10a当たり約36万円です。続いて2番、申請地は百頭町の田、面積208㎡で、売買価格は10a当たり約30万円です。続く3番、高松町地内の田、1,064㎡ほか2筆、計2,871㎡で、売買価格は10a当たり40万円です。続いて4番、高松町地内の田、892㎡で、売買価格は10a当たり40万円です。

続く5番、高松町地内の田、2, 049㎡で、売買価格は10a当たり約40万円です。続く6番、高松町地内の田、1, 348㎡で、売買価格は10a当たり約30万円です。最後になります、7番、高松町地内の田、1, 778㎡で、売買価格は10a当たり約30万円です。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、10月29日付けで公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番及び所有権移転の1番を上程いたします。ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、4番 藤生委員、13番 長谷川委員の退席を求めます。

【午前9時57分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第5号 貸借権設定の1番及び所有権移転の1番は、そのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した2名の委員の出席を求めます。また、長谷川会長と議長を交代いたします。

【午前9時59分 出席・議長交代】

議長

続いて貸借権設定の2番から10番及び所有権移転の2番から7番を上程いたします。本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第5号 貸借権設定の2番から10番及び所有権移転の2番から7番は、そのように決定いたしました。

続いて、議案第6号 足利市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

本件は、10月15日の運営委員会において、運営委員による候補者選定のための評価を行いましたので、その結果について報告を求めます。

15番、遠藤運営委員長。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

6月30日以降、欠員となっていた旧市・北郷地区を担当する農地利用最適化推進委員につきましては、足利市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程に基づき、補充の募集を行ってまいりました。

このたび、2名の応募がありましたので、旧市・北郷地区における農地利用最適化推進委員の応募者2名について、運営委員で候補者選定のための評価を行いました。その結果について、ご報告いたします。

評価に当たっては、推進委員の役割を果たすために必要と思われる要件を4つ、選考項目として設け、協議しました。

第1は、農業委員会等に関する法律 第17条第1項の、推進委員の委嘱の要件である「農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有していること」です。これは、推薦・応募の理由から、両者とも熱意があると感じられ、「適している」としました。

第2は、「農業に関し識見を有し、農地等の利用の最適化の推進という、推進委員としての職務を適切に行うことができるか」で、現在、水稻を栽培している松崎茂夫氏が、「適している」と判断しました。

第3は、「地域の農地所有者や農業者の信頼を得て、農地利用の調整を、公正かつ円滑に実施していくことが期待できるか」で、現役の農業委員および推進委員からの推薦である松崎氏が、農業者の信頼を有していると認められ、「適している」と判断しました。

第4は、「主に北郷地区における農業の状況に精通し、推進委員として職務を適切に行うことが期待できるか」で、居住地、経営地とも北郷地区である松崎氏が、「より適している」と判断しました。

以上により、旧市・北郷地区の農地利用の最適化活動が期待できる者として、松崎茂夫氏を候補者に選定いたしました。以上です。

議長 ただいまの報告に対し、質疑がございましたら、発言願います。

【発言なし】

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第6号 足利市農地利用最適化推進委員は、運営委員の選考による候補者であります松崎茂夫氏に決定し、本日付けで委嘱することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、松崎氏に委嘱することで決定いたしました。

以上で、本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また、前回の総会において、農業会議に諮問する旨の決定をされた、農地法第5条許可申請につきましては、9月28日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第17回 足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時4分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年11月25日

足利市農業委員会

3番委員

10番委員